



平成19年3月29日
群馬行政評価事務所

「生活交通に関する行政評価・監視—バスの安全性・利便性向上等を目的として—」の結果

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象とし、主として
合規性、適正性、有効性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本調査は、総務省群馬行政評価事務所が、平成18年12月から平成19年3月にかけて実地に
調査した結果に基づき、国土交通省群馬運輸支局及び高崎河川国道事務所に対して平成19年3月
29日（木）に改善意見を通知しました。

【本件照会先】

総務省群馬行政評価事務所 評価監視官 小川純一
評価監視調査官 出井邦夫

電話：027-221-1648 FAX：027-221-1649

E-mail: gunma10@soumu.go.jp

調査の背景等

- 群馬県における人口一人当たりの自動車普及率は全国第1位（平成17年3月末）であり、日常の移動手段としてマイカーへの依存度が高い。
- 一方、県内の65歳以上の高齢者人口は、将来的にも全国平均を上回る比率で増加する見込み。
〔高齢者人口比率〕平成15年：19.6%（全国平均19.0%）
⇒平成27年：26.6%（同26.0%）⇒平成37年：29.9%（同28.7%）
- 近年では、いわゆる地球温暖化対策として公共交通機関の利用が見直されている。

※ 今後、「生活交通」（日常の身近な足）としてのバスの重要性は増すと考えられる。

※ マイカーからバスへシフトさせるには、安全性、利便性の確保・向上が不可欠。

関係法令・事業

- 道路運送法、同法施行規則、旅客自動車運送事業運輸規則
 - ・・・ バスの安全性、利便性に関し、事業者が遵守すべき事項等を規定。
- 「バス路線フレッシュアップ事業」
 - ・・・ 前橋市の「本町」バス停を国が平成15年度に整備した事業（バスロケーションシステムの試行導入、上屋や椅子、風除けの設置など）

調査対象

- 国土交通省関東運輸局群馬運輸支局
 - ・・・ 道路運送法等に基づきバス事業者を指導監督
- 国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所
 - ・・・ 「バス路線フレッシュアップ事業」により本町バス停を整備
- バス事業者（6事業者）
 - ・・・ 路線バス・代替バスを運行する民間のバス事業者
- 自家用有償旅客運送者（2自治体）
 - ・・・ 自家用自動車をバスとして有償で運送

※バス事業者、自家用有償旅客運送者は主に地域バランスを考慮して選定

調査項目と調査結果要旨

1 安全性確保に関する事項

ア 自家用有償旅客運送者が運転者の乗務前に疾病、疲労、飲酒等を確認したり、健康状態を運転者台帳に記載すること ⇒ 従来は規制がなかったが、平成18年10月1日の道路運送法改正で義務付け。

調査結果

- ① 乗務前に運転者の疾病、疲労、飲酒を確認しておらず、その結果も記録していない（1自治体）。
- ② 運転者台帳に健康状態を記載していない（2自治体）。

イ 路線バス・代替バスを運行する事業者は、道路運送法等に従い、安全性確保に関する規定を遵守しなければならない。

調査結果

- ① バスの安全運行に必要な「運転基準図」について、必要な事項（標準運転時分、平均速度、道路の勾配、曲線半径等）が盛り込まれていない（6事業者中1事業者）。
- ② 予備車両に車内への持込禁止物品（火薬類、灯油、軽油、有毒ガス等）が掲示されているものの、降り口の階段下であるため、旅客が乗車するときに見えない（6事業者中1事業者）。

2 利便性確保に関する事項

停留所については、旅客自動車運輸規則において、事業者名や発車時刻、運行系統（経由地、行き先）などの記載を義務付け（ただし、自家用有償旅客運送者は自主性に任せ、義務付けなし）。

⇒ これらが正しく掲示・記載されていないと、バス利用者の誤乗車等を招くおそれあり。

調査結果

- ① 調査した6事業者286箇所の停留所のうち15箇所（5.2%）において、以下のとおり、時刻の掲示が不適正。
 - i) 時刻表が掲示されていない（2事業者2箇所）。
 - ii) 掲示されている時刻が誤っている（2事業者5箇所）。

- iii) 改正前の古い時刻表が掲示されたままになっている (1事業者2箇所)。
- iv) 劣化により時刻の判読が困難となっている (3事業者5箇所)。
- v) 休日も運行する便を、休日運休と記載している (1事業者1箇所)。

② 6事業者286箇所の停留所のうち、41箇所 (14.3%) において、以下のとおり運行系統の掲示が不適正。

- i) 経由地や行き先の記載に誤りがある (1事業者22箇所)。
- ii) 系統の分岐の記載に誤りがある (3事業者18箇所)。
- iii) 古い系統名を記載した時刻表が掲示されたままとなっている (1事業者1箇所)。

③ その他の事例

- i) 交通保安上の理由から道路の片側にしか停留所標識が置けない場合は、上下系統の時刻・系統を掲示しておく必要があるにもかかわらず、下り方向分の掲示がない (1事業者1箇所)。
- ii) 停留所標識に記載されている停留所の名称が、運輸支局へ提出した名称 (ホームページ等でも一般に周知済み) と異なっている (1事業者1箇所)。

3 「バス路線フレッシュアップ事業」に関する事項

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所は、「バス路線フレッシュアップ事業」により本町バス停を整備した際に、「バスロケーションシステム」を試行導入。※「バスロケーションシステム」=本町バス停に設置された情報板にバスの運行状況(バスの位置、到着予想時刻)が表示される仕組み。

調査結果

本町バス停において、バスの利用者50人を対象に実際に聴き取り調査を実施。

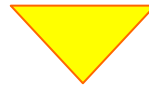
その結果、①「バスロケーションシステム」を知っていたのは半数の25人(50%)。

② 同システムの情報板の存在は、26人(52%)が「知らなかった」と回答。

このうち、同バス停を「毎日利用」と回答した人が4人(15.4%)、「週1回以上」と回答した人が11人(42.3%)。⇒利用頻度が高くても認知度が低い。

原因

- 自家用有償旅客運送者の安全性確保については、平成18年10月1日の法改正までは市町村等運送者の自主性に任せられていたこと。また、法改正後の制度について、市町村等運送者が十分理解していなかったこと。
- バス事業者における安全性確保に対する意識は、群馬運輸支局の指導監督の成果もあって定着してきていると考えられるものの、なお一部では法令で義務付けられている事項の認識が十分でないこと。
- 停留所の利便性確保については、バス事業者において、常に初めてバスを利用する者の立場に立って、第三者的な視点で維持管理していこうという姿勢が足りなかったこと。
- 本町バス停における「バスロケーションシステム」情報板については、案内表示などがなかったため、その存在自体を見落としがちであること。



通知事項

【国土交通省関東運輸局群馬運輸支局に対して】… 平成19年3月29日（木）通知

- 自家用有償旅客運送者に対して、今後はバス事業者と同様に、監査・指導の機会を通じて、運転者の飲酒運転の防止や健康状態の把握等、安全性確保対策の向上を図るよう指導していくこと。
- バス事業者に対して、特に停留所の利便性確保の徹底を図るため、監査・指導及び講習会・研修会等の場を活用して、法制度の周知徹底を図ること。

【国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所に対して】… 平成19年3月29日（木）通知

- 本町バス停における「バスロケーションシステム」情報板について、案内表示を行うなどにより、その所在を分かりやすくして利便性を向上させること。

※ 通知した事項については、平成19年5月25日までに、その後の対応状況を求めることにしています。

《その他の調査結果》

今回の調査のなかで、安全性・利便性を更に向上させるために、関係行政機関や事業者に参考となる事例が以下のとおりみられたので、群馬運輸支局に対して、参考までに連絡しました。

群馬運輸支局へ

- ① 今回調査したバス事業者は、自主的に導入したアルコール検知器を活用していたが、自家用有償旅客運送者では導入されていない。
- ② 同一名称の停留所が、交差点を中心として、系統別に4箇所近接して設置されているが、相互の案内表示がないため、停留所の存在を見落とすおそれがある（2箇所）。
- ③ 利便性向上のため、義務付けのない運行系統図を掲示しているものの、分岐地点や経由地の表記が適切でないため、誤乗車のおそれがある（2事業者3箇所）。

参考資料

1 バス停の利便性を損ねている事例（現地写真）



時刻表を掲示していない例



〔参考〕 掲示している例



時刻が判読しがたい例



本町バス停の
バスケーションシステム
情報板

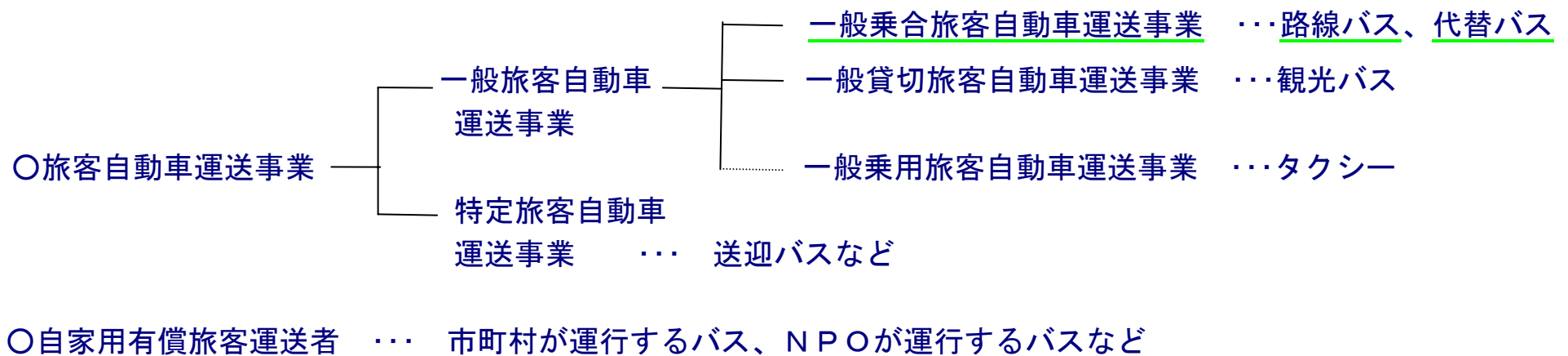
2 用語の説明など

◆ 「生活交通」とは？

- ・ 国の機関や自治体で使用しているが、特に法令等で定義づけはされていない。
 - ⇒ 一般的には『地域における通勤、通学、通院、買物などの住民の日常生活に必要不可欠の交通』という意味で使用されている。

※ 上記の定義によると、「生活交通」には、バスのほか、鉄道、航空機などの輸送手段も含まれることになるが、群馬県内には飛行場がなく、また、鉄道網も大都市圏ほど整備されていないことから、身近な公共交通手段としては、バスが中心。

◆ バスの種類（それぞれ道路運送法上の許可が必要）



※下線を付したものは今回の調査対象